

薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）について

1. 改正の概要

認証基準について、別紙のとおり、改正を行うもの。
歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント

2. 根拠規定

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 23 条の 2 第 1 項

3. 公布日

平成 26 年 10 月下旬（予定）

4. 適用期日

公布の日

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）の一部を改正する件

歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント認証基準（案）

別表262

医療機器の名称（一般的名称）	基準	
	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的、効能又は効果
1 歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント	T 6609-2	（現行） 歯科修復物又は装置の口腔内硬組織若しくは装置への合着に用いること。
		（改正案） 歯科の修復物、補綴物等の合着に用いること。